

幸せな
デジタル
監視社会

デジタル改革関連法案

独立した強い権限を持つ 監督・監視機関の設置を

弁護士
三宅 弘さんに聞く



みやけ ひろし・1953年福井県小浜市生まれ。83年弁護士登録（第二東京弁護士会）。総務省「行政機関等個人情報保護法制研究会」委員、内閣府「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」委員、内閣府「国民生活審議会」委員、「独立行政法人国立公文書館有識者会議」委員などを歴任。日本弁護士連合会「情報問題対策委員会」委員長や「放送と人権等権利に関する委員会」委員長も務めた。弁護士、獨協大学特任教授。

デジタル改革関連法案の衆院本会議での可決を受けて、「デジタル監視法案に反対する法律家ネットワーク」は4月6日、抗議と参院での慎重審議・抜本修正を求める緊急声明を発表した。ネットワークを代表し、記者会見で声明内容を説明した三宅弘弁護士に法案の問題点を聞く。

——三宅さんは、衆院内閣委員会でも参考人として意見を述べました。声明は5項目（別表）からなり、第1は衆院での審議に関するものです。衆院での審議時間はわずか27時間余り。時間も短いですが、その内容については？

すかすかですよね。法案について、参考人4人への質疑がありました。論点が網羅されているかと言えば、そうではないと思います。表面的なところを、さっとなぞっただけの話です。60余りの法案を束ねた、ああ

いう束ねの法案は手続き的にはおかしいと思います。審議が荒っぽくなります。

——とりわけ個人保護法関係の改正案など多くの法改正を束ね、369ページもある「デジタル社会形成を図るための関係法整備法案」は、探そうとする条文がどこにあるか分からず、迷子になります。

そうですね。あれでは、国民に対する説明責任が果たせません。それも2月9日に閣議決定し、時間をおかず審議に入るというのは拙速です。閣議決定されて初めて条文が分かったわけです。条文に則して批判的検討を加えようとする時間がかなりあります。これまでは審議会での検討を経て、中間報告として要綱が出されていましたが、今回はありません。要綱だけでも条文をじっくり検討しないと全体像が見えないのです。

これは国民を軽視した法案の

出し方であり、最もやってはいけないことです。（多くの法案を一気に出した）安全保障法制のケースに味をしめ、そのやり方を適用したのかもしれない。また、（与党の）多数でこのようなやり方を押し切るのは国会軽視だと思います。

私たち法律の専門家が、あの条文を見ると何とか内容が分かりますが、普通の市民ではとても分からないでしょう。

——緊急声明の第2では、個人情報保護のための監督・監視機関を求め、第3で、各省庁と自治体の情報システムが共通仕様となり、デジタル庁の二元管理となることで「監視国家」化しないよう、法的措置を求めています。

歴史的に言えば、政府内の大型コンピュータ処理情報を対象とする「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律」が1988

年に制定された時、「相当な理由」や「特別の理由」があれば、本人の同意を得なくても「処理情報の利用及び提供」ができるとされました。また、「犯罪の予防に関する事務」については、個人情報ファイルなどを総務大臣に事前通知しないことができると規定されました。

この法的枠組みと運用が、2003年の「行政機関の保有する個人情報に関する法律」でも踏襲されました。私は、総務省「行政機関等個人情報保護法制研究会」委員の時に、「相当な理由」や「特別の理由」

デジタル 監視法案に 反対する法律家 ネットワークの 緊急声明・骨子

①衆院での審議時間はわずか27時間。圧倒的に審議が足りていない

②個人情報の利活用を優先し、個人情報の保護を後退させる

③マイナンバーで健康情報、税金情報、金融情報、運転免許情報、前科前歴情報などが紐づけられ、あらゆる情報を政府が「合法的に」一望監視できる「監視国家」の体制整備を意味する。監視国家化を禁止または厳格に規制するための法的措置が不可欠だ

④デジタル庁は、内閣総理大臣に強大な権限を与え、統治のシステムをゆがめ、IT企業等と行政の癒着、利権の温床となる

⑤これまでの分権的な個人情報保護システムのあり方を根本から転換し、自治体の先進的な個人情報保護制度の構築を後退させかねない

をそのまま残すのでは、例外の範囲が広がってしまう」と主張しました。また、「警察の持っている情報が総務省も把握できないというのは組織的におかしい」とも言ったのですが、いずれも「今後の課題」と先送りになりました。衆参の個人情報保護委員会でも同様の付帯決議が可決され、検討課題となっていたのです。

しかし、今回の法案の検討過程では、一切検討されないままにきています。デジタル監視法案では、個人情報保護法の69条、74条、75条に移され、法的な枠組みをそのまま踏襲し、全く進歩していない。これでは国民の不信と不安はぬぐいされないでしょうから、(デジタル改革関連法案は)おそろくまた失敗するでしょう。だれも不信と不安のあるマイナンバーカードなど

持ちたくないでしょう。

——政府の文書には「令和4年(2022年)度末までにはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、マイナンバーカードの普及の加速化等を強力に推進する」とあります。

嫌ですよね。先ほど述べたような「今後の課題」について一切手当てしないまま、進めるとするのは。

——新しい法案では、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本に統合され、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化されます。ただ、個人情報保護委員会は、行政機関に対して勧告はできるが、立ち入り検査、命令ができないことになっています。

そうです。法案では、個人情報保護委員会に監督を一元的に

委ねていますが、政府から独立した機関ではありません。また、特定個人情報、つまりマイナンバーを含む個人情報に関して省庁への命令や立ち入り権限がマイナンバー法では認められていません。しかし、今回の法案ではそれを拡充してないので、行政機関に対して命令、立ち入りできません。

さらに、新たに発足するデジタル庁の人員は521人と説明されていますが、新たな役割を担う個人情報保護委員会の組織規模や人員確保、予算措置など不明なままです。これでは、監督・監視機関としては決定的に不十分と言わざるをえません。デジタル庁と同規模で、政府から独立した強い権限を持つ、個人情報保護の監督・監視機関の設置が必須なのです。

——参考人として発言した衆院内閣委員会でも、4月6日の記者会見では、ドイツの例を挙げていました。

実際に現地に行き、ヒアリングなどをしたのですが、ドイツではデータ保護監察官は立ち入り検査をして、2年に1回は、データベースをチェックしてい

ます。不正があれば削除を要求するなど、強い権限を持っています。

それに代わるものが個人情報保護委員会だとしたら、きちんとした命令権限を付与しなければなりません。特に今回、マイナンバーにさまざまな情報を紐づけして連結させるのですから、政府、自治体にあるすべての情報がチェックできる体制にしなければなりません。

——緊急声明の第4の指摘は、首相をトップとするデジタル庁の発足によって統治システムをゆがめる点です。

(デジタル庁は)復興庁のようなものを想定したのかもしれませんが、復興庁は時限的組織です。デジタル庁は恒久的組織であり、デジタル情報は国家の根幹に関わります。そのすべてを内閣総理大臣が握るとするのは、権力的統制です。それに対して先ほど申し上げたようにチェック機関が非常に弱い。今の立法を進めている人たちは、あまりに無防備で、楽天的と言わざるをえない。

聞き手・まとめ/佐藤和雄(編集部)